



帯人事第 178 号

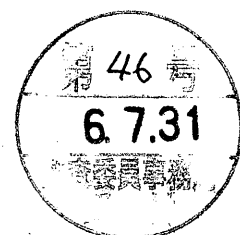
令和 6 年 7 月 3 0 日

帯広市監査委員 川 端 洋 之 様
同 秋 田 勝 利 様
同 大竹口 武 光 様

帯広市長 米 沢 則 寿
(総務部組織人事室人事課担当)

監査の結果に対する措置の通知について

令和 6 年 3 月 26 日付帯監査第 153、154 号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知いたします。



行政監査指摘	措置状況
歳計外現金の取り扱いについて監査した結果、おおむね適正に執行されていることが認められました。 しかしながら、歳計外現金の受け入れ及び払い出しの事務の一部に不適切な取り扱いが見受けられました。 歳計外現金は、市の所属に属さない、法令の規定により市が一時的に預かる現金であり、その出納及び保管は、地方自治法施行令第168条の7第3項において、歳計現金の例により行わなければならないと規定されていることから、事務処理に当たっては、市の歳入歳出に属する歳計現金と同様に厳格な取り扱いや保管を行うという認識が必要であると考えます。 今後においては、監査の結果を踏まえ、歳計外現金の取り扱いについて、適正な事務処理が執行されますことを期待いたします。	今回の指摘に関しては、歳計外現金の取扱いに関する指摘があったことから、法令等を改めて確認するほか、過年度の指摘内容や措置状況の組織内での共有を進め、引き続き、適正事務を執行するよう努めてまいります。